

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第5部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 環境条件 (JIS C9300-1 (以下、第1部) の規定による。) 溶接電源は、規定の環境条件の下 (周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等)、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.1 . . 6.3 6.3.3  箇条7  箇条8	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護 (直接接触) 6.2.1 きょう体 (外箱) による保護 きょう体 (外箱) は、適切な排水処理のできる構造でなければならない。 6.3 故障状態における電撃からの保護 (間接接触) 6.3.3 内部導体及びその接続 内部導体及びその接続は、偶発的な緩みを防止するように固定又は配置しなければならない。(第1部の規定による。) 箇条7 冷却水循環経路 冷却水が流れるワイヤ送給装置の構成部分は、規定の送水圧力、かつ、規定の冷却水温度に耐え、冷却水の漏れがあってはならない。 箇条8 シールドガス供給 シールドガス経路を形成し、かつ、ガスバルブを閉じたと	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				筒条9  筒条11 11.1  11.7	<p>き圧力を受けるワイヤ送給装置の構成部品は、規定の入口ガス圧力に耐え、シールドガスの漏れがあってはならない。</p> <p>筒条9 温度要求事項 手動用トーチとともに使用するよう設計するワイヤ送給装置は、全ての構成部品がその定格温度を超えることなく、定格溶接電流で使用率60%で動作する能力がなければならない。</p> <p>一つのきょう体(外箱)にワイヤ送給装置及び溶接電源を内蔵する場合、ワイヤ送給装置は、溶接電源の定格最大溶接電流における使用率で動作する能力がなければならない。</p> <p>筒条11 機械的要求事項 11.1 ワイヤ送給装置 ワイヤ送給装置は、通常の使用目的に対して耐える強度及び剛性をもつように構成し組み立てなければならない。</p> <p>11.7 ワイヤ送給 ワイヤ送給装置は、溶接ワイヤを製造業者が指定するトーチを通して送給する能力がなければならない。</p>	
第 三 条	安全機能を有	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当	筒条6	筒条6 電撃に対する保護	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 1 項	する設計等	態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	6.3 6.3.1	6.3 故障状態における電撃からの保護（間接接触） 6.3.1 保護要求 保護導体を使用する場合、次のいずれかによって、迷走溶接電流による損傷に対して保護導体を保護しなければならない。 － 故障状態において、接地導体に流れる溶接電流を検出して溶接回路を遮断する装置による。 － きょう体（外箱）などによって金属部品を絶縁することによる。	
第 3 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.11  箇条12 12.2  箇条14 14.1	箇条6 電撃に対する保護 6.11 つ（吊）り上げ手段の絶縁 代替のつ（吊）り上げ手段を用いる場合、取扱説明書でワイヤ送給装置のきょう体（外箱）とつ（吊）り上げ手段とを絶縁するように警告しなければならない。 箇条12 定格銘板 12.2 表示 定格銘板は、次の二つの内容に分けて記載する。 － 分離タイプのワイヤ送給装置の識別 － 分離タイプのワイヤ送給装置のエネルギー入力 箇条14 取扱説明書及び注意書き 14.1 取扱説明書	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第5部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ワイヤ送給装置とともに提供する取扱説明書には、該当する場合、次を含めなければならない。 － 一般的事項 － 正しい運搬方法 － 指示、表示及び図記号の意味、等	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条4  箇条11 11.6 11.6.2	箇条4 環境条件（第1部の規定による。） 溶接電源は、機能及び性能の損傷なく、周囲温度-20℃～+55℃での保管及び輸送に耐えなければならない。 箇条11 機械的要求事項 11.6 溶接ワイヤ供給源 11.6.2 ワイヤスプール支持装置 ワイヤスプール支持装置は、製造業者が指定するワイヤ送給装置の構成で、通常の回転、起動及び停止の間、支持装置の緩み、又はワイヤスプールの落下がないように設計しなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1  6.2	箇条6 電撃に対する保護 6.1 絶縁 全ての溶接電源は、最低限、汚染度3の環境条件下で使用できるように設計しなければならない。（第1部の規定による。） 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第5部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.2.1	6.2.1 きょう体（外箱）による保護 ワイヤ送給装置は、最低でも、規定する保護等級をもたなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.2.  箇条11 11.2	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.2 コンデンサ 溶接電源の部品として、入力線又は溶接電流を供給する変圧器の巻線間に接続する個々のコンデンサは、1個当たり1リットル以上の可燃液体を含んではならない。（第1部の規定による。） 箇条11 機械的要求事項 11.2 きょう体（外箱） 溶接回路及びSELV回路を除いて、充電部への接触から保護することを意図した非金属材料は、燃焼性分類V-1以上のものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.3	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.3 入力コンデンサの自動放電 各コンデンサは、コンデンサに接続されているどの導電部についても、人が触れることができる時間内に、コンデンサに印加される電圧を60V以下に低減させる自動放電	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.9 6.9.1	<p>手段を備えなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>6.9 溶接回路の接続部</p> <p>6.9.1 不用意な接触からの保護</p> <p>溶接ケーブルの接続にかかわらず溶接回路の接続部、及び溶接ケーブルが接続されている溶接回路の入力接続部は、人体又は金属部による不用意な接触に対し保護されていないなければならない。</p>	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない ように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.2 6.2.5 6.2.6 6.3 6.3.5	<p>箇条6 電撃に対する保護</p> <p>6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触）</p> <p>6.2.5 溶接回路の接触電流</p> <p>保護クラス I の分離タイプのワイヤ送給装置において、溶接回路の接触電流は、規定のピーク値を超えてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>6.2.6 定常状態における接触電流</p> <p>保護回路に接続されていない接触可能な導体表面の接触電流は、定常状態において、規定のピーク値を超えてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>6.3 故障状態における電撃からの保護（間接接触）</p> <p>6.3.5 故障状態の接触電流</p> <p>保護クラス I の分離タイプのワイヤ送給装置において、故障状態の接触電流は、規定のピーク値を超えてはなら</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ない。(第1部の規定による。)	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 6.2 6.2.4 6.3 6.3.2 6.11	箇条6 電撃に対する保護 6.1 絶縁 基礎絶縁又は補助絶縁、及び強化絶縁に対する最小空間距離は、規定の最小空間距離でなければならない。(第1部の規定による。) 6.2 定常作業における電撃からの保護 (直接接触) 6.2.4 溶接回路の絶縁 溶接回路は、入力回路及び無負荷電圧よりも高い電圧をもつ回路から、強化絶縁、二重絶縁等によって絶縁しなければならない。(第1部の規定による。) 6.3 故障状態における電撃からの保護 (間接接触) 6.3.2 入力回路及び溶接回路の巻線間の分離 入力回路及び溶接回路の巻線間は、次のいずれかによって分離しなければならない。 ー 強化絶縁又は二重絶縁 ー 保護導体に接続した巻線間に、混触防止板がある基礎絶縁 (第1部の規定による。) 6.11 つ (吊)り上げ手段の絶縁 ワイヤ送給装置を構造物などに取り付けるためのつ (吊)り上げ手段 (例えば、アイボルト又は取っ手) を備えてい	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条10 10.1	る場合、つ（吊）り上げ手段をワイヤ送給装置のきょう体（外箱）から電氣的に絶縁しなければならない。 箇条10 異常動作 10.1 一般要求事項 モータ駆動ファンを搭載する分離タイプのワイヤ送給装置は、ファン停止試験の操作条件の下で、絶縁破壊してはならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.2 6.2.2  箇条10 10.1	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.2 コンデンサ 溶接電源の部品として、入力線又は溶接電流を供給する変圧器の巻線間に接続する個々のコンデンサは、1個当たり1リットル以上の可燃液体を含んではならない。 コンデンサは、短絡などの故障によって、溶接電源に危険な電氣的破壊を起こす又は火災を起こす原因にはならない。（第1部の規定による。） 箇条10 異常動作 10.1 一般要求事項 モータ駆動ファンを搭載するワイヤ送給装置は、ファン停止試験の操作条件の下で、火災の危険が増大してはならない。	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第5部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	簡条9	簡条9 温度要求事項 通電部品は、定格溶接電流を流したとき、ワイヤ送給装置の表面温度は規定の値を超えてはならない。	
第十一條 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	簡条6 6.8  6.9 6.9.3  簡条11 11.1	簡条6 電撃に対する保護 6.8 入力開口部 入力ケーブルが金属部分を貫通する箇所は、絶縁ブッシュを取り付けるか、又は開口部は1.5 mm以上の半径で滑らかに丸められていなければならない。(第1部の規定による。) 6.9 溶接回路の接続部 6.9.3 出力開口部 溶接ケーブルが金属部分を通過する箇所は、開口部が1.5 mm以上の半径で滑らかに丸められていなければならない。 簡条11 機械的要求事項 11.1 ワイヤ送給装置 ワイヤ送給装置は、危険な可動部に対して保護しなければならない。 容易に手が触れられる部分に、けが(怪我)の原因となる	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				11.5	<p>ような、鋭いエッジ、荒い表面又は突き出した部分があつてはならない。</p> <p>11.5 傾斜安定性</p> <p>装置は、それが最も不安定な状態にあるときに、10° 以下の傾斜で転倒してはならない。(第1部の規定による。)</p>	
				11.6	11.6 溶接ワイヤ供給源	
				11.6.1	<p>11.6.1 溶接ワイヤ供給源の架台</p> <p>溶接ワイヤ供給源の架台は、製造業者が指定する最大質量の溶接ワイヤを支持するために必要な強度及び剛性がなければならない。</p>	
				11.8	<p>11.8 機械的危険からの保護</p> <p>ワイヤ送給装置は、次の事項に対して保護しなければならない。</p> <p>a) 操作中、危険な可動部品への意図しない接触</p> <p>b) 次の作業中、人体の一部を押し潰す危険</p> <p>1) 送給装置へ溶接ワイヤを挿入するとき</p> <p>2) ワイヤスプールを取り扱うとき</p>	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度	■該当 □非該当	箇条11 11.2	<p>箇条11 機械的要求事項</p> <p>11.2 きょう体 (外箱)</p> <p>通風孔を設けた場合も含めて、装置のきょう体 (外箱) は、規定する10Nmの衝撃エネルギーに耐えなければならない</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		11.4	ない。(第1部の規定による。) 11.4 落下耐量 組み立てられた装置は、落下試験に耐えなければならない。(第1部の規定による。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.2 6.2.2  箇条10 10.1	箇条6 電撃に対する保護 6.2 定常作業における電撃からの保護（直接接触） 6.2.2 コンデンサ 溶接電源の部品として、入力線又は溶接電流を供給する変圧器の巻線間に接続する個々のコンデンサは、通常の使用中に、内部の液体が漏えいしてはならない。 過度の加熱又は溶融が生じたときは、溶接電源が、規定の異常試験において、液体の漏えいがあるてはならない。 (第1部の規定による。) 箇条10 異常動作 10.1 一般要求事項 ファン停止試験中、ワイヤ送給装置は、溶融金属などを放出してはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生し

## 技術基準との整合確認書

規格番号 : JIS C 9300-5 : 2022

規格名 : アーク溶接装置－第 5 部 : ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						ないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条4          箇条9	箇条4 環境条件（第1部の規定による。） 溶接電源は、規定の環境条件の下（周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等）、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。  箇条9 温度要求事項 自動機用トーチとともに使用するように設計するワイヤ送給装置は、全ての構成部品がその定格温度を超えることなく、定格溶接電流で使用率100 %（連続運転）で動作する能力がなければならない。	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4          箇条11 11.6 11.6.2	箇条4 環境条件（第1部の規定による。） 溶接電源は、規定の環境条件の下（周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等）、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。  箇条11 機械的要求事項 11.6 溶接ワイヤ供給源 11.6.2 ワイヤスプール支持装置 ワイヤスプール支持装置は、製造業者が指定するワイヤ送給装置の構成で、通常の間、起動及び停止の間、支持	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第5部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					装置の緩み、又はワイヤスプールの落下がないように設計しなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4  箇条11 11.6 11.6.2	箇条4 環境条件（第1部の規定による。） 溶接電源は、規定の環境条件の下（周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等）、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。 箇条11 機械的要求事項 11.6 溶接ワイヤ供給源 11.6.2 ワイヤスプール支持装置 ワイヤスプール支持装置は、製造業者が指定するワイヤ送給装置の構成で、通常の回転、起動及び停止の間、支持装置の緩み、又はワイヤスプールの落下がないように設計しなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1  箇条11 11.6 11.6.2	箇条10 異常動作 10.1 一般要求事項 モータ駆動ファンを搭載する分離タイプのワイヤ送給装置は、ファン停止試験の操作条件の下で、絶縁破壊したり、電撃又は火災の危険が増大してはならない。 箇条11 機械的要求事項 11.6 溶接ワイヤ供給源 11.6.2 ワイヤスプール支持装置	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ワイヤスプール支持装置は、製造業者が指定するワイヤ送給装置の構成で、通常の回転、起動及び停止の間、支持装置の緩み、又はワイヤスプールの落下がないように設計しなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.3 6.3.1	箇条6 電撃に対する保護 6.3 故障状態における電撃からの保護（間接接触） 6.3.1 保護要求 保護導体を使用する場合、故障状態において、接地導体に流れる溶接電流を検出して溶接回路を遮断する装置によって、迷走溶接電流による損傷に対して保護導体を保護しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条14A	箇条14A EMC要求事項 ワイヤ送給装置は、規定の要求事項を満たさなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条14A	箇条14A EMC要求事項 ワイヤ送給装置は、規定の要求事項を満たさなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所容易に消えない方法で表示さ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.9 6.9.4	箇条6 電撃に対する保護 6.9 溶接回路の接続部 6.9.4 表示 母材又は電極への接続のために特別に設計された接続端	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		れるものとする。		箇条12 12.1  箇条14 14.2	子は、識別できるように表示しなければならない。 箇条12 定格銘板 12.1 一般要求事項 分離タイプのワイヤ送給装置には、はっきりと識別できる定格銘板を確実に固定するか、又は印刷する。 箇条14 取扱説明書及び注意書き 14.2 注意書き 冷却水及びシールドガスの入口接続及び出口接続は、明確に、区別できるように、表示する。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。  (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第 2 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。  (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第 3 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-5：2022

規格名：アーク溶接装置－第 5 部：ワイヤ送給装置

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—